

第28回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成22年8月3日(火)午後1時30分～
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 委員(敬称略)秋山 泉、芦澤公子、飯窪さかえ、飯島純夫、石井迪男、石川 恵、井上かよ子、片谷教孝、岸 ユキ、三枝悦夫、塩沢久仙、志村 学、高村忠久、角田謙朗、中井道夫、中込司郎、中村 司、中村文雄、成澤栄子、原田重子、藤原忠直、山本紘治、湯本光子
- 4 次 第
 - (1) 第28回審議会
 - ア 開会
 - イ 議事
 - ウ その他
 - (2) 閉会
- 5 議事に付した事案の件名
 - (1) 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
 - (2) 山梨県アライグマ防除実施計画(案)について
 - (3) 報告
 - 「山梨県地球温暖化対策実行計画」の実施状況について
 - 水生生物の保全にかかる水質環境基準の類型指定について
 - 平成21年度大気汚染状況常時監視結果について
 - 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について
 - 山梨県廃棄物総合計画の進行管理について

13:30

1 開 会

司会

定刻となりましたので、ただ今から、第28回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

はじめに、中楯森林環境部長より挨拶を申し上げます。

部長挨拶

森林環境部長

◆森林環境部長挨拶◆

会長挨拶

司会

つづきまして、中村会長から御挨拶をいただきます。

会長

◆会長挨拶◆

司会

ありがとうございました。

新委員紹介

司会

ここで、前回2月の審議会以降、新たに就任された委員さんを御紹介させていただきます。

山梨県森林組合連合会 代表理事会長の

藤原 忠直（ふじわら ただなお）委員 です。

山梨県町村会 副会長で 富士川町長の

志村 学（しむら まなぶ）委員 です。

なお、志村委員は、本年3月に増穂町と鰍沢町との合併により誕生しました、富士川町の町長として山梨県町村会の副会長に就任されたので、改めて、御紹介させていただきました。

2 議 事

司会

次に、本日の資料の確認をお願いします。

事前に

- ・本日の「次第」
- ・山梨県環境保全審議会委員名簿
- ・資料NO.1～7

をお送りさせていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。資料が無い方はお申し出ください。

司会

次に、本日の委員の皆様の出席状況についてであります。本審議会は30名の委員で構成されています。

本日は、そのうち、23名の委員さんに出席をいただいておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例により本審議会が成立していることを御報告いたします。

また、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりまして、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

それでは、議事に入ります。

なお、本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

会長

はじめに、審議事項(1)「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。

この件については、7月12日に温泉部会が開催されました。

部会での審議結果について、温泉部会長から報告をお願いします。

温泉部会長

◆資料NO.1により、温泉部会長が説明、報告◆

会長

温泉部会長の報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

委員	第1号議案について、既存の温泉が近くにあると思いますが、今回は、どのくらい離れて掘削するということですか。
温泉部会長	現在の源泉がある地点から申し上げますと、西側に約3.8m離れたところに新しく掘削するということです。
会長	大変、温泉が立て込んでいる地域のようなのですが。
温泉部会長	代替掘削のルールは、既存の源泉から10m以内。これ以上離れると新規扱いになりますが、この地域での新規掘削は認められません。
会長	他にございませんか。
会長	それでは、「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」は御異議ございませんか。
	◆会場から「異議なし」の声◆
会長	それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。
会長	次に、審議事項(2)「山梨県アライグマ防除実施計画(案)について」を議題とします。
会長	この件についても、7月15日に鳥獣部会が開催されました。部会での審議結果について、鳥獣部会長から、報告をお願いします。
鳥獣部会長	◆資料NO.2により、鳥獣部会長が説明、報告◆
みどり自然課長	山梨県アライグマ防除実施計画(案)の詳細について説明
会長	鳥獣部会長及び事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委員	この計画に直接関係するものではないですが、国立甲府病院の左側、甲府市美咲町、甲府市朝日町あたりに、5月頃から、タヌキの

	<p>親子連れと思われる3頭が見受けられます。私の知り合いが、鳥獣センターに問合せたところ、それは、アライグマであろうということで鳥獣センターから罠をお借りして設置した。最初はハクビシン、次にアライグマの子供、今度は、またハクビシンがかかりました。現在、3頭が捕獲されたのですが、親子連れと思われる3頭のうち2頭のアライグマが捕獲されていないということがありました。それに関連して、資料に「ハクビシン等の捕獲が予想される場合は、以下、違法な捕獲処理が行われないようにすること」とありますが、違法な捕獲処理とはどういうことか。</p> <p>それから、罠を鳥獣センターから1台お借りしたのですが、鳥獣センターでは罠が1台しかないということで、特定の方に対して長時間お貸しすることができないようです。これから計画を実行する段階で、罠の保有状況をどう整備されているのか伺いたい。</p>
会長	事務局から回答をお願いします。
みどり自然課長	<p>ハクビシン等で違法な捕獲ということがありましたが、本来、ハクビシンは有害鳥獣でなければ、特定外来生物でもありませんので処分はできません。それを間違えない意味で、違法捕獲にならないようにと記載しました。</p> <p>また、罠の数ですが、確かにアライグマについては色々な調査を実施してきました。ただ、防除実施の検討について動き出したのが最近ですので、罠の台数は不足しています。今後は予算も含め、実態に合わせて、お貸しできるよう努力をしていきます。</p>
会長	よろしいでしょうか。確かに広範囲に対策を講じるとすれば、それなりの台数が必要だということですね。他にございますか。
委員	<p>資料に、野生鳥獣被害対策連絡協議会が各関係機関と連携して被害対策を実施するというところで、4つの項目があります。</p> <p>私は、その中の生息環境対策が、時間やお金もかかり大変な部分であると思います。特に、耕作放棄地については増加傾向にありますので、重点的に力を入れてもらいたいと思います。</p>
みどり自然課長	確かに、耕作放棄地の解消や多様な公益的機能を有する森林づくりは、時間がかかる対策です。縦割りに申し上げますと、耕作放棄地は農政部の所管、野生鳥獣の対応は森林環境部の所管です。

	<p>しかし、そのようなことでは、解消できないということで、農政部とともに、短期的な対策も、長期的な対策も連携をとっていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>アライグマというのは、山梨県だけで生息しているわけではありません。また、山梨県のみが対策を講じても効果は低いと思いますので、神奈川県や静岡県、長野県など他県とは連携しているのか、具体的な対応をお伺いしたい。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>当時、検討会の会長をしていただいた委員からお答えをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>検討会でも話がありましたが、県を越えて対策協議会を作るということは非常に難しい。そこで、他県の現状ですが、神奈川県の三浦半島に生息数が非常に多い事が明らかになっており、現在、積極的に対策を講じて、徐々に成果が出てきたとも聞いております。しかし、隣の東京都では被害が明確でないということで、検討会も立ち上げていないというのが現状です。幸い山梨県におきましては、様々な被害に対策を講じようということで、早期に検討を進めています。このように、都道府県によって対策に差があるということは、これからの大きな問題になってくると思います。</p> <p>また、他県と連携しないと効果が低いという意見もありますが、全く無駄ということではなく、神奈川県のように少しずつ成果が上がってきているところもあります。研究者が生息数を推定したデータでは、捕獲数の60倍から70倍の生息数があるという報告がされています。更に、どの程度の頭数を捕獲すれば減少するのかわかるまで、既に研究が進んでいます。そのようなところに目標を置き、山梨県でも対応していけば、爆発的に増えるのではなく、減少に向かうのではないかと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>県民にとって、生息させてはいけないということが明確であれば、対応策は的確、迅速にした方がよいと思います。また、病気をもっている心配もあります。以前に北海道の方と話をした時に、北海</p>

	<p>道にしか生息していないキタキツネが、青森県でも発見されており、病気を持っていたそうです。今回、アライグマにもそういった危険性があるのでしたら、早急な対応をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>委員</p>	<p>アライグマについて説明をしますと、原産地はカナダ南部とされています。現在、北アメリカの地域ではアライグマが繁殖して非常に困っているということを伺いました。本来、アライグマが古くから生息しているところでは、天敵となるスカンクなどいるわけですが、現在、アライグマが強くなってきており、そこでの力のバランスが崩れているのではないかとアメリカの方から伺いました。日本では、ほぼ日本全国には生息するようになり、特に水辺を好むということで、水辺の環境が変わってしまうことが危惧されます。顕著なところでは、皇居の堀があります。また有名なところだと二条城の堀にも生息しております。そのようなことで、水辺の環境についても、対策を進めていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。 的確、迅速に対応を実施していただきたいと思いますという御要望がありました。事務局で何かございますか。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>審議会です承されて、国の確認も得られたら、早めに対応をとっていききたいと思います。 それから、アライグマは県内各地で生息はしているのですが、まだ、一般の方に害を与えるという認識が浸透しておりませんので、それについても徹底して、アライグマは危険な生き物だということを県民の方々に理解していただいた上で、今後の予算確保も含めまして迅速に対応していきたくと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。 他に御意見あるいは御質問はございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、「山梨県アライグマ防除実施計画(案)について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>

会長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
会長	<p>次に、報告事項を議題とします。</p> <p>はじめに、報告事項(1)の『「山梨県地球温暖化対策実行計画」の実施状況について』を議題とします。この件について、事務局から報告をお願いします。</p> <p>◆資料NO.3により、環境創造課長が報告◆</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>アイドリングストップについてですが、アイドリングストップは、罰則はないのですが、山梨県生活環境の保全に関する条例で義務化されています。私は仕事上、お昼は公園で食事をするがあるので公園の駐車場に車を停めます。そうしますと、冷房や暖房をつけたまま車中で休んでいる方がいます。私は、気がついた時には、県の地球温暖化防止推進委員ということで注意をしますが、とても声をかけきれないくらいの方が、アイドリングをされていて、なかなかアイドリングストップが周知徹底されていないように感じますので、対策が必要かと思います。</p> <p>また、私の知り合いで県の出先機関で仕事をしている方がいますが、夏は寒くてカーディガンを羽織って、ひざ掛けやレッグウォーマーもして、寒い中で仕事をしているということでした。設備が古く、なかなか温度調節が出来ないということもあると思いますが、設備が古くても温度管理責任者などを置いていただいで、室内の温度を寒すぎないように28℃に設定していただければと思います。</p> <p>もう1点は、エコライフ県民運動ですが、マイバッグの使用率も87%以上で大変良い取組だと思います。</p> <p>私も取り組んだのですが、去年は環境家計簿を全戸配布して、回収も市町村に回収窓口を置いて呼びかけましたが、結果については、県民の方々に回収率やCO2の削減量がどの程度か、結果を報告する必要があると思います。この3点についてお伺いしたいと思います。</p>
会長	<p>どうぞ、お願いします。</p>

<p>環境創造課 長</p>	<p>まず1点目のアイドリングストップの関係についてですが、昨年度までは、単独で推進してきました。今年度は、エコライフ県民運動の1つにエコドライブ運動というものがあり、その中で推進しています。</p> <p>エコドライブ運動は、アイドリングストップも含めて、ふんわりアクセルなど全10項目あります。県としては、アイドリングストップだけではなくて、アイドリングストップも含めたエコドライブを実施する運動を展開しております。委員さんがおっしゃるように、まだまだ浸透していない点多々あると思います。これにつきましては、県民の方々に周知していくしかないと思っておりますので、機会をとらえて周知をしていきたいと思っております。</p> <p>それと2点目の、県の出先機関が寒いというお話を伺ったということでしたが、やまなし環境マネジメントシステムの中で、各所属に責任者や補助員を配置しており、基本的には補助員あるいは推進員が中心となって取組をさせていただいております。更に、出先機関を統括する各部局長は部局の責任者として、その部局の1年間の取組を取りまとめ、それぞれの所属に指示をすることもしています。また、やまなし環境マネジメントシステムでは、夏は冷房の温度設定は28℃としていますので、その職場が、寒いということであれば非常に好ましくない状況だと思っておりますので、我々の方でも、調査をしまして改善をしていきたいと思っております。</p> <p>それから、3点目で環境家計簿の御質問をいただきましたが、これまでは、小学生の親子を中心にチェックシートで行ってきたのですが、平成20年12月に山梨県地球温暖化対策条例を制定し、県民全体で温暖化防止に努めていきたいということを目的として、啓発用のパンフレットを作成し、約30万戸に全戸配布して県民の方々に周知をしたところです。その中には、環境家計簿の取組の項目もあり、出来るだけ提出していただきたいとお願いをしました。ただ、当初の目的が条例の周知ということでしたので回収方法については、なかなか具体策を講じていなかったという点もあり、回収率は、あまり良い結果ではありませんでした。環境家計簿につきましては、出来るだけ早く集計を取りまとめて、県のホームページで公表をして周知したいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>

委員	<p>やまなし環境マネジメントシステムについてですが、実際に県の職員の方が、直接的に自分達で削減できる電力や廃棄物などを査定しているということですね。一方、地球温暖化対策実行計画のように、県全体への影響力が非常に大きい間接的な評価が、やまなし環境マネジメントシステムの中でされているのか伺いたい。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。事務局から回答をお願いします。</p>
環境創造課長	<p>間接的にというのは、県の取組を民間の方々に周知をするという意味でしょうか。</p>
委員	<p>ISO14001の仕組みの中では、環境側面として直接的に実施できる部分と間接的に実施する部分の両方がある、県の場合は、間接的に環境に影響を与える部分が非常に大きいと思います。ISO14001の仕組みの中には、間接的な影響を実際に評価するという項目があります。県として、具体的にISO14001の仕組みを展開する中で、そのようなものを展開しているのかということです。やまなし環境マネジメントシステムが地球温暖化についての項目だけでなく、それ以外に間接的な影響を与える部分を評価対象としているのか伺いたい。</p>
環境創造課長	<p>やまなし環境マネジメントシステムは、地球温暖化実行計画を策定する際に、県も1つの組織として自ら排出削減の取組をしていく必要があります、その為にはハードも含め、ソフトとして職員が自ら排出削減の取り組みをする必要があるということで作ったものです。目的は、温室効果ガス削減の為のソフト対策と考えております。先程ISOのお話がありましたが、山梨県でも、従来ISOの取組をしていましたが、やまなし環境マネジメントシステムに移行するときにISOは脱退をしておりまして、現在は、やまなし環境マネジメントシステムでCO2の削減・環境対策に取り組んでいるという状況です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>分かりました。やまなし環境マネジメントシステムも単なる自分達だけのものではなくて、間接的にどのような影響を与えるかという部分も評価していただけるよう検討して、取り組んでいただきたい。</p>

<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>やまなし環境マネジメントには、いくつかの指標があり、目的に分けた達成度を年度でみる指標ですが、委員さんは、もう少し総合的に、県全体の施策に対する評価を含めた方法を実施していただいたらどうかという提案をしていると、私は解釈しております。是非県全体の目指す方向に対して、どのような事後評価をするかというシステムを作っていくと、個々の指標も理解でき、また総体的なものも理解し易くなるかもしれません。私も賛成したいと思いますので、是非、御検討いただきたいと思います。</p> <p>他にはございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>地球温暖化実行計画は比較的、目の前の目標というように感じられますが、山梨県の特徴は交通由来の排出量が他県に比べると非常に多いということです。やはり、交通システムという観点は、いずれは議論されなければならないと思いますし、現時点で地球温暖化対策実行計画の中に入っていないということは、やむを得ないですが、都市計画部門等や道路部門等でも何らかの検討はされているのではないかと思います。それらの情報で御説明いただけるものがありましたら教えていただけますか。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>本県は公共交通があまり発達しておりませんので、運行量の対策は非常に重要だと思います。</p> <p>交通部門につきましては、企画部の山梨県交通政策審議会で、今年度は新たに部会を設けており、公共交通をどのように活性化していくかという審議をしていただく予定になっています。それに伴い運輸部門のCO2削減にも繋がっていくかと考えております。</p> <p>それから都市計画部門については、都市計画マスタープラン策定調査というものがあり、県土整備部で担当しています。この中には、いわゆるコンパクトシティなども、1つの視野に入れながら検討を進めている状況です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他にはよろしいですか。</p>
<p>会長</p>	<p>報告事項(1)の『「山梨県地球温暖化対策実行計画」の実施状況について』は、事務局からの説明のとおり、了解するというところでよろしいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>◆会場から「異議なし」の声◆</p> <p>続きまして、報告事項(2)の「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」事務局から報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>◆資料NO.4により、大気水質保全課長が報告◆</p> <p>事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>◆会場から「異議なし」の声◆</p> <p>続きまして、報告事項(3)の「平成21年度大気汚染状況常時監視結果について」事務局から報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>◆資料NO.5により、大気水質保全課長が報告◆</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>御説明いただいた中で、光化学オキシダントが目立ちますが、全国的に環境基準はほとんど達成されておらず、1地点のみが環境基準を満たす状況ですので、山梨県の状況が悪いということではないというのは御説明があったとおりです。</p> <p>一方、原因物質であるNO_xや非メタン炭化水素の濃度が、全国的にやや低下傾向にあるわけですが、その割には、オキシダントの濃度レベルは下がっていないという問題があります。これは、かなり多くの都道府県が、これをどうとらえて、どう対策に結び付けていくかといことを検討している状況にあると認識しております。事務局からお話があったようにNO_xと非メタン炭化水素の比率が変わってきているというのは、おそらく一つの要因です。</p> <p>また、非メタン炭化水素は多くの成分の混合物ですので、その成分の内訳や構成比がかなり変わってきている。その指針というのは、今から30年以上前に出ている数字です。私自身は昭和51年の中央公害対策審議会答申の指針というものは、ほとんど意味を持ってい</p>

	<p>ないと考えているのですが、やはり、成分比率が変わってきているということも原因物質が低下している割に、オキシダントの濃度が下がらないということの一つの原因だというように解釈をしています。まだ十分な実証は出来ておりませんが、そのような事も要因の一つとしてあり得るということをお願いしておきたいと思ひます。</p> <p>また、平成21年度に、日最高1時間値の年平均値がかなり下がったという事が資料に記載されています。これは、昨年が気温の低い年でしたので、その影響が多分に含まれていると見た方が良く思ひますので、この1年間で、光化学オキシダントの数値が低下傾向であるとは判断できないと思ひます。</p> <p>あと、もう1点は表記上の事ですが、5ページの図7と6ページの図8の縦軸は環境基準と同じmg/m³の単位で表記していただいた方が、誤解を招かないと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの御発言に、事務局から何かありますか。</p>
大気水質保全課長	<p>記載方法については、検討いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他に何かありますか。</p> <p>測定項目も増えておりますので、貴重なデータの管理を、しっかり続けていただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
会長	<p>続きまして、報告事項(4)の「平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」事務局から報告をお願いします。</p>
大気水質保全課長	<p>◆資料N0.6により、大気水質保全課長が報告◆</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>地下水の測定結果がありまして、トリクロロエチレン・テトラク</p>

	<p>ロロエチレンが環境基準値より高いところが何箇所か見受けられますが、テトラロロエチレンとトリクロロエチレンは、ハイテク産業と関係があると言われていいますので、どのような因果関係があるのか伺いたい。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>これについては継続監視調査をしており、過去に汚染された井戸の多くが、環境基準値を超えているため調査しております。トリクロロエチレンが工場の洗浄剤として使われた場所もあったかと思いますが、この中で現実的に汚染源が特定されているものについては、極めて少ないと思います。私も個々の37地点を承知はしていませんが、汚染源が特定されているのは、極めて少ないと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。 大気も、水質も、測定地点や項目が多いようですが、年間で継続測定する際に測定をどこで実施しているか。また、外部の検査機関に委託しているのか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>公共用水域の関係については、直轄河川については国土交通省で、甲府市の河川につきましては甲府市で、それ以外につきましては県で測定をしています。測定については、民間の調査機関等に委託をしております。地下水につきましては基本的に衛生環境研究所で行っておりますが、部分的に、民間に委託して行っている場合もあります。</p>
<p>会長</p>	<p>私が質問したのは、民間の測定機関に委託する場合、精度管理は重要な点であると思いますが、精度管理がどのようになっているのかという点です。厚生労働省では、特定の標準物質を送って各機関が測定した結果について公表しており、ある種ランク付けが行われています。県で委託する場合の業者は、測定に対する評価を得ている機関と理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>精度管理につきましては、国の機関、県の機関、民間の機関も、精度管理のための調査や、精度管理のための試験も毎年実施されています。 また、県、民間を問わず、数字の信頼性というのは重要ですので、担当者が委託先の分析機関に行きまして、精度管理のチェックを</p>

	<p>実施しています。また、国等の精度管理の調査に参加するように指導しておりまして、その結果についても、チェックをすることで、数字の出し方や正確性を担保しております。</p>
<p>会長</p>	<p>最近は、入札方式を採用して、安かろう悪かろうということも聞いていますので、その辺りをしっかり設定しながら、確実なデータを蓄積していただけるようお願いしたい。</p> <p>他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>地下水の水質検査結果で、環境基準を超えているのは分かりますが、自然の中から出てくるものか、あるいは人間による汚染でオーバーしている人工的なものなのか、資料では分かりにくい。例えばニッケルが、どのような理由で、その値になるのかが明確でない。常時、高い値なのか、あるいは、そのような数字の出てくる水みちが変わったので高くなったとか、その辺りの解析が少し分かれば良いと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からお答えいただけますか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>御質問の趣旨が分かり辛かったのですが、もう一度お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的には、資料6の11ページにある測定地点の値が、今まで低かったものが高くなったという場合の原因についてです。汚染の原因が、天然のものなのか、人工的なものなのか。これ以外の成分や元素が原因なのか。</p>
<p>大気水質保全</p>	<p>この汚染原因につきましては、資料6の11ページの表で、どの地点が、どのような原因かということは特定できていないのですが、一般的には、ニッケルやアンチモンにつきましては人工的なもので、ウランにつきましては、地質的なものと判断をしています。具体的には地下水であるということと、概況調査という調査方法の中で、はっきりと汚染源が分かっている状況ではありません。</p>
<p>委員</p>	<p>解析をする調査機関が、どこまで解析しているのかをお聞きしたい。</p>

<p>大気水質保 全課長</p>	<p>これにつきましては、概況調査で、県全体の地下水の汚染状況を把握して、汚染されているものについては周辺の状況を調査したり、あるいは基準値を超えている井戸については継続監視調査をするということで、地下水の状況を把握し、汚染を拡大しないようにしています。また、昨今は土壌汚染対策法の強化によりまして、土壌汚染による地下水汚染が見つかることもありますので、汚染源の把握に努めまして、汚染が拡大をしないよう、解析に準じた調査というのはできる範囲で行っております。ただ、なかなか、汚染源を特定する事は難しい部分があります。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。基準値を大幅に超えるというようなことがありましたら、今後、理由をお聞きしたい。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。 他に、特になければ報告を承ったということでよろしいでしょうか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、報告事項(5)の「山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」事務局から報告をお願いします。</p> <p>◆資料NO.7により、環境整備課長が報告◆</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 御質問、御意見がありましたらお願いします。 他に、ございませんか</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
<p>会長</p>	<p>いずれの事項も、県の重要な施策の一つです。まだ努力が足りないという御指摘があったかと思いますが、ほぼ計画通り実行されているということです。議事については、以上で終了させていただきます。</p>

ます。御協力ありがとうございました。

3 閉 会

司会

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。
以上で、本日予定いたしました議事は、全て終了いたしました。
これをもちまして「第28回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。